

牧之原市建設工事における建設業者の社会保険等未加入対策
実施要領

平成30年6月30日
告示第107号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事において、請負者と牧之原市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第7条第1項に規定する社会保険等未加入建設業者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）との下請契約の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険等未加入建設業者の確認方法）

第2条 監督員は、請負者から提出された施工体制台帳により、当該請負者と直接下請契約を締結する下請負人（以下「一次下請負人」という。）の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）への加入状況を確認し、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者であると認めるときは、その旨を工事主管課長に報告する。

（一次下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合の措置）

第3条 工事主管課長は、前条に規定する報告を受けたときは、請負者に対し、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結した理由の提出について（通知）（様式第1号。以下この条において「理由提出通知」という。）により、施工体制台帳を受理した日から起算して10日以内に社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を提出するよう通知するものとする。

2 工事主管課長は、請負者から理由書面が提出されなかったときは、理由提出通知及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを管理情報課長に送付する。

3 理由提出通知及び施工体制台帳の写しの送付を受けた管理情報課長は、請負者に対し、牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年牧之原市告示第89号）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を行うとともに、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である旨を建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を与えた者（以下「建設業の許可権者」という。）に通報するものとする。

4 工事主管課長は、請負者から理由書面が提出されたときは、必要に応じてヒアリングを実施するなどによりその内容を確認し、理由書面を受理した日から起算して14日以内に約款第7条第2項に規定する社会保険

等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情（以下「特別の事情」という。）に該当するかを判断する。

（特別の事情を有しないと認めた場合の手続）

第4条 工事主管課長は、請負者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結することについて特別の事情を有すると認められないときは、当該請負者に対し、牧之原市建設工事請負契約約款第7条第2項に定める特別の事情の認定等について（通知）（様式第2号。以下この条において「認定却下通知」という。）により指名停止措置を行うことを予告するものとする。

2 工事主管課長は、請負者に対し認定却下通知を送付した場合は、認定却下通知及び施工体制台帳の写しを管理情報課長に送付する。

3 認定却下通知及び施工体制台帳の写しの送付を受けた管理情報課長は、請負者に対し、指名停止措置を行うとともに、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である旨を建設業の許可権者に通報するものとする。

（特別の事情を有すると認められる場合の手続）

第5条 工事主管課長は、請負者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結することについて特別の事情を有すると認められるときは、当該請負者に対し、牧之原市建設工事請負契約約款第7条第2項に定める特別の事情の認定等について（通知）（様式第3号。以下この条において「認定通知」という。）により、当該通知日から30日以内に一次下請負人が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その履行が確認できる書類（以下「確認書類」という。）を提出するよう通知するものとする。

2 工事主管課長は、請負者から確認書類が提出されなかったときは、認定通知及び施工体制台帳の写しを管理情報課長に送付する。

3 認定通知及び施工体制台帳の写しの送付を受けた管理情報課長は、請負者に対し、指名停止措置を行うとともに、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である旨を建設業の許可権者に通報するものとする。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に契約を締結する建設工事から適用する。